



インボイス制度 について

令和5年10月よりインボイス制度が導入されます。令和5年10月からインボイスを発行する場合、令和5年3月31日までに税務署長に登録申請をする必要があります。インボイス制度の農業経営への影響等を正しく理解し、必要な対応を実行するために本セミナーをご活用ください。

■日時

令和4年12月5日（月） 13:30~15:30
（開場13:00）

■会場

宮城県大河原合同庁舎 4階 大会議室
（大河原町字南129-1）

講演

「インボイス制度導入による農業経営への影響について」

三井信一税理士事務所 税理士 三井 信一 氏

平成30年6月に三井信一税理士事務所 合同会社 サポートMを開業し、創業・独立の支援、税務・会計・決算に関する業務、経営相談等の支援を行っています。農業経営においても多数の支援実績があります。



○インボイス制度のポイント

- ・消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- ・事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。（「仕入税額控除」といいます。）
- ・令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス適格請求書を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ・このインボイスは、税務署長の登録を受けた課税事業者のみが発行できます。免税事業者はインボイスの発行ができません。

■ 仙南地域農業経営セミナー 参加申込書

名前	ふりがな
所属法人・ 団体等	
連絡先 (電話番号・Eメール)	TEL :
	Eメール
インボイスに関する 講師への質問	

■ 申込方法

申込期限 **11月25日(金)**

お申込みは、上記【参加申込書】を記入し、下記【お申込み・問い合わせ先】までEメールまたはFAXで申してください。

※参加申し込みの際に取得した個人情報とは本事業以外の目的では使用いたしません。

■ お申込み・問い合わせ先

宮城県大河原農業改良普及センター 先進技術第一班 (担当：伊藤あ・今田)
TEL:0224-53-3496 FAX:0224-53-3138 MAIL:oknkt@pref.miyagi.lg.jp

■ その他 (感染対策等)

- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況等に応じて、開催の延期・中止等する場合があります。
- ・当日はマスクを着用し、ご参加ください。